

マンションの管理と価値の向上に向けて、専門家に相談しませんか

新座市マンション管理適正化等相談事業

市では、市内マンションの管理適正化等を促進するため、令和6年12月に法律に基づく新座市マンション管理適正化推進計画を策定しています。

この計画では、策定と同時に事務が開始されましたマンション管理計画認定制度の活用を市内マンションの管理水準の向上に期待ができるものと位置付けています。

この度、市内マンションの管理適正化を促進させるため、計画に基づく施策の一環として、マンション管理計画認定制度の活用及び同認定の取得につなげることを主な目的としました新座市マンション管理適正化等相談事業を令和7年4月から始めました。

相談できる方

市内の分譲マンション管理組合※1※2

相談できる内容

マンション管理計画認定の取得に関すること※2※3

(具体的な例) ・管理規約の見直しについて
・長期修繕計画や修繕積立金の見直しについて など

相談相手

マンション管理士等の専門家【派遣できます】

費用負担

無料 (利用は年度につき原則2回まで)

手続き

まずは市へご連絡ください(☎048-477-4519)



- ※1 利用に当たっては事前に理事会等で同意を得てください
- ※2 管理組合がない分譲マンション区分所有者の方は別途御相談ください
- ※3 マンション管理計画認定の取得を目的としたものに限りです

マンション管理計画認定取得により期待されるメリット

- ✔ メリット1 【管理意識の向上】 管理組合等による管理適正化に向けた自主的な取組の促進
- ✔ メリット2 【市場評価】 適正に管理された住宅として、住宅市場での評価
- ✔ メリット3 【金利等の優遇】 要件を満たす工事を実施した場合、住宅金融支援機構による融資制度の金利引下げの優遇措置が適用